

一般財団法人日本語教育振興協会
令和4年度事業計画

○ 基本方針

令和4年度事業計画の策定にあたっては、次の点を考慮して事業を推進する。

- 1 日振協は日本語教育機関について、社会に向けて積極的に情報発信するとともに、コロナ禍で影響を受けた日本語教育機関の日本語教育が一層充実発展されるよう会員校に寄り添い、事業を実施する。
- 2 タスクフォースとの協議を踏まえ日振協が策定した日振協改革の方向性に基づき、評価事業・研修事業の組織の改編及び事務合理化等により、事業の見直し、改善を図る。
- 3 令和3年8月日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」及び日本語教師の資格制度、日本語教育機関の制度に関する法案の検討状況を踏まえ、今後の事業を推進する。
- 4 文化庁の補正予算「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」が成立し、初めて日本語教育機関に対し国の予算が認められた。この事業の円滑な実施を図るため、当協会はこの委託事業の受託者と連携・協力して会員校を支援する。
- 5 当協会等日本語教育機関関係6団体で要望してきた留学生の入国が3月1日から実現し、さらに入国人数枠が増員され、留学生の受入れが優先的に実施されることとなった。
更に今後、日本語教育推進議員連盟等に留学生の確実な入国及び日本語教育機関への財政支援を要望する。

I 日本語教育機関の水準向上のための取組

1 日本語教育機関の質保証のための評価事業の推進

- (1) 日本語教育機関評価センターを設置する。
- (2) 日本語教育機関教育活動評価基準及び日本語教育機関第三者評価基準に基づく評価事業を実施する。
- (3) 教育活動評価料を改定する。
- (4) 評価基準改定について検討を進める。
- (5) IS029991（公式教育外の語学学習サービス—要求事項）の認証機関と連携し、当協会の第三者評価事業と IS029991 の同時申請による認証取得を支援する。
- (6) 教育活動評価事業及び第三者評価事業の受審率向上を図るため、会員校に直接働きかける。教育活動評価のQ&Aを作成して理解を深めるとともに、新規校開拓に努める。

2 日本語教育機関の水準向上のための研修会・研究会等の開催

- (1) 日本語教育機関研修部門を設置する。
- (2) 文化庁委託事業「令和4年度 日本語教育人材の研修プログラム普及事業」を受託して、昨年度に引き続き、初任教員研修と主任教員研修の全国展開による普及に努める。
- (3) 日本語教育機関の役員、教員及び事務職員を中心に、日本語教育機関の運営・日本語教育の充実及び留学生の受入れ・生活指導等の向上を図る。研修を充実し、研修受講料の増額を図り、以下の研修等を開催する。また、地区別研修等を推進する。
 - ① 日本語教育機関トップセミナー

- ② 日本語学校教育研究大会
- ③ 生活指導担当者研修
- ④ 外国人材生活支援等担当者実務研修
- ⑤ 申請取次者講習会

II 日本語教育機関及び日本語教育に関する情報提供

- (1) 相談室を設置し、出入国管理手続き、留学生の生活指導や在籍管理等に関する相談に対応する。また、当協会ホームページに相談コーナーを設ける。
- (2) ICT の活用により日本語教育機関及び日本語教育に関する最新情報を、当協会ホームページやダイレクトメール、及び「日振協ニュース・電子版」により配信する。

III 日本語教育機関の支援事業

1 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進・在籍管理

- (1) 証明書等の偽造・改ざん防止及び留学生の質の確保のため、外国政府公認の証明機関(中国・ベトナム)による大学入学統一試験成績証明書等の認証システムの利用促進を図る。
また、当協会とベトナム教育訓練省国際教育協力局との間で中断しているベトナムの認証システムについて再開する。
- (2) 日本語能力試験の早期成績照会について、入国審査の手続が早期に行えるよう、(独)国際交流基金及び(公財)日本国際教育支援協会の協力を得て、実施する。
- (3) 留学生の福利厚生支援として、日本語学校学生災害補償制度における「24時間補償、疾病補償」を促進し、加入希望者の取りまとめを行う。

2 日本語教育機関に関する調査・研究

- (1) 日本語教育機関の実態調査については調査項目の中断又は廃止を行った上で実施し、その調査結果の概要を作成・配信する。
- (2) 日本語教育機関における刑法犯や所在不明等の状況を毎月点検し、指導する。

3 日本語教育機関と大学、地方公共団体等、関係機関との連携協力の推進

- (1) 介護福祉士、技能実習生、特定技能外国人、定住者等の日本語教育について、関係各省、地方公共団体、企業及び関係機関との連携を推進する。
- (2) 大学、専門学校、企業、地方公共団体及び関係機関等が実施する企画・事業等に連携して取り組む。
- (3) 大学の日本語教育課程履修者の教育実習を受け入れる。

4 維持会員活動等に対する支援

- (1) ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業において、公募1で採択された受託者と連携・協力して、公募2の実施校が円滑に実施できるよう会員校への支援を行う。
- (2) 6団体が要望してきた待機留学生の緊急給付金について、本年3月31日までに入国した者が支給の対象とされた。4月以降の入国者についても同様の措置が実施されるよう要望する。
- (3) 地区維持会員協議会の開催や各地区維持会員協議会の活動に対して支援する。

(4) 会員校等における日本語教師の採用を支援するため、当協会ホームページの日本語教師求人情報ページを運用する。

IV その他目的を達成するために必要な取組み

1 政府並びに日本語教育推進議員連盟等への働きかけ

日本語教師の資格制度及び日本語教育機関の制度に関する法案について、国会に提出し早期に成立を図ることを要望していく。

2 会員の確保

維持会員，準会員及び賛助会員の更なる確保に努める。